

通勤費の非課税限度額の取扱い

Q : 4月1日から自動車などの交通用具を使用して通勤する社員に支給する通勤手当等の非課税限度額が引き上げられましたが、4月1日をまたいで支給する場合の非課税限度額は、改正前と改正後のいずれの限度額を適用すればよいですか？

A : 実際の支給日が4月1日より前であれば改正前の限度額を、4月1日以後であれば改正後の限度額を適用します。

【解説】

平成16年度税制改正で、自動車や自転車などの交通用具を利用する場合の非課税限度額の規定が緩和され、片道45km以上の者の非課税限度額が、従来の「20,900円と運賃相当額のいずれか高い金額(10万円限度)」から「24,500円と運賃相当額のいずれか高い金額(10万円限度)」となりました。

この場合、施行日である4月1日をまたいで通勤交通費を支給する場合に、片道45km以上の者に、改正前と改正後のいずれの非課税限度額を適用するのか判断に迷うところですが、これについては、社内規定で定められている「実際の支給日」で判断することとなります。

つまり、例えば、平成16年3月16日から平成16年4月15日までの分の通勤交通費を支給する場合に、社内規定で3月15日に前払いすることとなっているときは、改正前の非課税限度額が適用され、4月15日に後払いすることとなっているときは、改正後の支給限度額が適用されます。

